

1. 件名：国立研究開発法人日本原子力研究開発機構高速実験炉原子炉施設の設置変更許可申請に係る事業者とのヒアリング（143）
2. 日時：令和4年4月15日（金）13：40～15：50
3. 場所：原子力規制庁10階南会議室
※本ヒアリングは、テレビ会議システムで実施
4. 出席者
原子力規制庁
原子力規制部
審査グループ 研究炉等審査部門
荒川企画調査官、片野管理官補佐、島田安全審査官、羽賀技術参与、
安澤技術参与

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構

安全・核セキュリティ統括部 安全・核セキュリティ推進室 担当者
大洗研究所 高速実験炉部 部長 他8名

5. 要旨

○国立研究開発法人日本原子力研究開発機構（以下「原子力機構」という。）から、配布資料に基づき、第43条（試験用燃料体）及び多量の放射性物質等を放出する事故を超える事象への対応に関する説明があった。

○原子力規制庁から、以下の点を伝えるとともに、本日説明のあった内容の他、提示を受けた資料については引き続き確認していく旨を伝えた。

- 照射燃料集合体の安全確保の考え方において、燃料要素の健全性の確保するために、どのような設計方針（燃料を溶融させない、被覆管を損傷させない等）により対応するとしているかを明記すること。
- 特殊燃料要素の代表的な設計仕様により、許可の範囲内で製作する燃料要素の健全性を評価しているが、本設計仕様（ペレット直径、初期密度等）が許可に規定する項目の範囲内の組み合わせにあって、包絡性があることを説明すること。
- 大型航空機の衝突による損壊想定に対する対策、手順については、一定程度の緩和効果が認められることを示すこと。

- 本日説明のなされなかった第 10 条（誤操作の防止）の説明については、次回以降のヒアリングにおいて聴取する。

○原子力機構から、承知した旨の返答があった。

○原子力規制庁から、6. 配布資料の資料 7 により、令和 4 年 3 月 8 日に提出を受けて技術資料のうち、第 13 条（運転時の異常な過渡変化及び設計基準事故の拡大の防止）に対する確認事項を伝えた。

○原子力機構から、確認事項について了解し、今後のヒアリング又は審査会合で説明し、技術資料の修正を行う旨の回答があった。

6. 配布資料

資料 1：高速実験炉原子炉施設（「常陽」）第 43 条（試験用燃料体に係る説明資料

資料 2：高速実験炉原子炉施設（「常陽」）第 43 条（試験用燃料体に係る説明資料（一覧）

資料 3：第 53 条（多量の放射性物質等を放出する事故の拡大防止）に係る説明書（多量の放射性物質等を放出する事故を超える事象への対応）

資料 4：大規模損壊時の格納容器鋼壁の健全性について

資料 5：国立研究開発法人日本原子力研究開発機構大洗研究所（南地区）高速実験炉原子炉施設（「常陽」）第 10 条（誤操作の防止）に係る説明書

資料 6：第 10 条（誤操作の防止）に係る説明書

資料 7：許可基準規則第 13 条技術資料に関する確認事項一覧